

生計困難者を対象とする費用の減免規程

(目的)

第1条 本法人定款第3条に基づき、第二種社会福祉事業（社会福祉事業法第2条第3項に規定する、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業）の実施により社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 次の者を減免対象者とする。

- 1、生活保護法による認定者
- 2、市町村民税非課税世帯の者で、減免せざるを得ない特別な事情を有する者

(対象期間)

第3条 以下のとおり対象期限を設ける。

- 1、当初申請の対象期間は申請日から7月末日までとし、再申請は対象期間終了日の1ヶ月前から1ヶ月後(7月1日から8月末日)までとする。
- 2、対象期間内に退所して再入所した場合、前回の残期間分を算定しない。
- 3、取扱い単位を月単位とする。
- 4、生活保護法及び特別な事情がある場合を除く。

(対象費用)

第4条 減免の対象となる費用は、本施設において、施設療養に要した費用（介護保険サービス費・食費・居住費・**理美容代**・ほか）とする。

(減免額の料金算定)

第5条 減免対象者については、対象費用の10%以上に相当する額を減免することとする。

- 2、生活保護法による扶助費受給者については、前項の規定による減免後の料金が扶助費支給額を超える場合は、当該扶助費支給額を超える額については無料とする。

(費用の減免申請)

第6条 費用の減免を受けようとする者は、あらかじめ「減免申請書」に関係書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

(減免の解除)

第7条 第2条の規定に該当しなくなったときは該当しなくなった月から、又第3条の規定に該当する者は翌月から、減免を解除するものとする。

(その他)

第8条 減免を受けた入所者の延数は、入所者の年間総延数の10%以上とするものとする。

附則 この減免規程は、平成30年2月1日から施行する。

令和5年4月1日 一部改正